

前回の委員会における議論の整理

※ 12月4日に開催された第3回介護事業経営調査委員会において、「介護サービス施設・事業所が行う高額投資に係る消費税負担の実態調査」に関して関係団体及び委員から提出された意見とこれに対する対応方針を整理した。

※ なお、当日、事務局から説明済みの項目や質疑の中で各委員の了解を得ていると思われる項目、内容が重複する項目については省略している。

（1）関係団体ヒアリングにおける各団体からの主な意見

項 目	意 見	対応方針（案）
資料2 「介護サービス施設・事業所が行う高額投資に係る消費税負担の実態調査の実施について（案）」関係	○介護老人福祉施設、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設については、「従来型」と「ユニット型」に区分していただきたい。 ○在宅サービスについては、「単独型」と「施設併設型」に区分していただきたい。 ○調査対象サービスごとに、調査票を作成していただきたい。 ○調査票には「施設名」、「施設種別」及び「地域区分」を記載していただきたい。 ○老健施設では、医薬品に係る消費税負担が大きいため、医薬品を調査対象とすべきではないか。 ○特定施設入居者生活介護の客体数が、介護保険三施設と比較して少なく押さえられているが、十分な客体数を確保していただきたい。 ○抽出率を上げて、十分な客体数を確保すべきではないか。	・調査票の回収状況等を踏まえ、集計・分析段階で検討する。 ・調査票の回収状況等を踏まえ、集計・分析段階で検討する。 ・今回の調査は調査項目が一律であることから、共通の調査票としている。 ・調査票配布の際に、施設・事業所名、施設種別、地域区分を記載する。 ・医薬品については、平成25年度に実施する介護事業経営概況調査において、「医薬品費」のデータを取得する。 ・特定施設の大半が有料老人ホームである実態に鑑み、介護保険三施設と同様、客体数を500とする。 ・客体数については、実施期間等の制約の中で、最大限調査可能な数を確保しているところである。

資料4 「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査 調査票（案）」関係	○「調査対象サービスの活動状況」は必要なのか。休止・廃止施設に調査を依頼するのか。 ○「1. 基本データ」の(1)から(3)は法人に係る情報、(4)から(8)は施設・事業所に係る情報であるため、わかりやすく区分していただきたい。 ○「1. 基本データ」の(1)は平成23年度に限定できないのか。決算月を調査したいのか。 ○「1. 基本データ」の(4)の「総収益額」、「介護保険事業収益」、「介護報酬収益額」等の名称は、旧会計基準の名称に合わせていただきたい。 ○「1. 基本データ」の(4)の事業年度は、平成21年度、22年度、23年度にできないのか。 ○「2. 設備投資の状況」において、各表の「取得年（度）」、「契約年（度）」の記入例を統一していただきたい。 ○「資産名称」欄は、記入例にある「施設」、「職員宿舎」のような方法では記入できないのではないか。（建物、建物附属設備、構築物、機械装置等に属する各品目は取得年度ごとに固定資産台帳に記載されており、「施設」1行にまとめられないため。） ○「2. 設備投資の状況」の設問文について、わかりづらいという意見が寄せられているため、配慮いただけるようお願いしたい。 ○健康管理機器、緊急対応機器、省エネ関連機器も想定されるため、機器分類表への追加をお願いしたい。 ○基本的には、全体での消費税負担分の総額がわかるような調査にいただきたい。	・調査客体名簿の作成時点と調査票の配布時点が異なるため、調査対象サービスの活動状況を把握するもの。 ・(1)から(3)は法人に係る情報、(4)から(8)は施設・事業所に係る情報であることを、わかりやすく明記する。 ・介護サービス施設・事業所については会計年度が多様であることから、原案のとおりとしている。 ・新社福法人会計基準、病院会計準則、企業会計基準等においては「収益」を使用していることから、原案のとおりとしているが、記入要領等で配慮する。 ・介護サービス施設・事業所については会計年度が多様であることから、原案のとおりとしている。 ・和暦の年月に統一する。 ・「(1)取得した建物の保有状況」については、建物のみを調査対象としている。この点について誤解を生じないように、記入例等で配慮する。 ・記入要領等でわかりやすい説明に努める。 ・健康管理機器については新たに分類を設け、緊急対応機器及び省エネ関連機器については住宅環境設備の分類内容に加える。 ・今回の調査は高額投資の実態把握を目的として行うものであり、記入者負担に配慮する観点からも新たな調査項目の設定は行わない。なお、介護施設・事業所の消費税負担分の総額については、今後、介護事業経営概況調査において、その取扱いを検討する。
--	--	---

(2) 各委員からの主な意見

項 目	意 見	対応方針（案）
資料2 「介護サービス施設・事業所が行う高額投資に係る消費税負担の実態調査の実施について（案）」関係	○サンプル数の問題はあるが、事業所の基本属性（①法人種別、②開設年次、③地域区分）を分析する際の軸にするべきではないか。 ○全体のバランスを考慮しつつ、特定施設入居者生活介護の客体数を増やすべきではないか。	・集計・分析段階で、事業所の基本属性について可能な限り考慮する。 ・特定施設の大半が有料老人ホームである実態に鑑み、介護保険三施設と同様、客体数を500とする。
資料3 「按分手法について（案）」関係	○按分手法については、各サービスの利用実態を考慮する必要があるのではないか。	・介護用機器等の按分に際しては、当該機器等を共用しているサービスを特定した上で、共用サービスにおいて按分することとする。
資料4 「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査 調査票（案）」関係	○建物について、「取得価額」と「工事契約金額」の両者を把握すべき特段の理由がない場合、記入者負担を考慮した方がよいのではないか。 ○介護用機器について、取得資産の全てを記入する必要があるのであれば、機器分類表には「その他」の分類を設ける必要がある。	・工事契約金額については固定資産台帳から情報を取得できないため、記入者負担を考慮し削除する。 ・介護用機器分類表の最後に「その他」を設ける。